

第 13 号議案

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部改正について

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 8 年 6 月 19 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則（平成 6 年滋賀県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号中「滋賀県教育委員会委員長（滋賀県教育委員会教育長）」を「滋賀県教育委員会教育長」に、「不利益処分の名あて人となるべき者の氏名（法人にあっては、名称）」を「聴聞の件名」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

「滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則」の一部改正について

1 改正の理由

行政手続法（平成5年法律第88号）第20条第6項および滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）第19条第6項の規定により、聴聞の期日における審理は、当事者等のプライバシーが侵害されるおそれがあること等を踏まえ、行政庁が公開することを相当と認めるとき（社会的関心が高い場合、公衆による監視が必要であると考えられる場合等）を除き、非公開としています。

そして、教育長が、審理の公開が相当と認めたときは、滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則（平成6年滋賀県教育委員会規則第13号）第12条の規定に基づき同規則別記様式第6号により告示することとしています。

今般、当該様式で告示する事項について、当事者のプライバシーに配慮しつつ、事案の概要が分かるよう、滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 聴聞の期日における審理の公開に当たって告示する事項について、「不利益処分の名あて人となるべき者の氏名（法人にあつては、名称）」を「聴聞の件名」に改めるとともに、必要な規定の整備を行うこととします。（別記様式第6号）

(2) この規則は、公布の日から施行することとします。

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則新旧対照表

旧	新
<p>本則・付則 省略 別記様式第1号～別記様式第5号 省略 様式第6号（第12条関係）</p> <p>滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長）告示第 号 の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。 年 月 日</p> <p><u>滋賀県教育委員会委員長（滋賀県教育委員会教育長）</u> 氏 名</p> <p>1 <u>不利益処分の名あて人となるべき者の氏名（法人にあつては、名称）</u></p> <p>2 聴聞の日時</p> <p>3 聴聞の場所</p> <p>別記様式第7号以下 省略</p>	<p>本則・付則 省略 別記様式第1号～別記様式第5号 省略 様式第6号（第12条関係）</p> <p>滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長）告示第 号 の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。 年 月 日</p> <p><u>滋賀県教育委員会教育長</u> 氏 名</p> <p>1 聴聞の件名</p> <p>2 聴聞の日時</p> <p>3 聴聞の場所</p> <p>別記様式第7号以下 省略</p>